

第7章 その他環境省令で定める事項

7.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、事業者の見解

7.1.1 配慮書についての宮城県知事の意見及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づき、宮城県知事に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めた。それに対する宮城県知事の意見（令和 3 年 9 月 7 日）に対する事業者の見解は、表 7.1-1 のとおりである。

写

環対第288号

令和3年9月7日

ティーダ・パワー110合同会社

代表社員 カナディアン・ソーラー・ネザーランズ・コーポラティブ・ユーニー

職務執行者 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定によることについては、別紙のとおりです。

―― 担 当 ――

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 渡邊

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、加美郡加美町において、最大で総出力 49,990kW 程度（単機出力 650W、太陽電池発電機数 123,500 枚程度）の太陽電池発電施設を設置するものである。

太陽電池発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかし、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、地域を代表する自然景観資源かつ学術上重要な地形である蘿莱山が含まれる他、災害リスクの高い地域である土石流危険渓流が存在する。このことから、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的な事項

(1) 対象事業実施区域の設定

想定区域の絞り込みに当たっては、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）及び植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

(2) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じて事業区域の見直し等を検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分に理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動による影響

想定区域周辺に住居が近接することから、事業の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、複数の池や河川及び沢筋が存在することから、事業の実施による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域及びその周辺には、日本の典型地形である火山岩頸「薬萊山」が含まれる。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業の実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は低減できない場合は、想定区域から除外すること。

ロ 想定区域及びその周辺に存在する、砂防指定地の上流域や土石流危険渓流及び地すべり地形等について、事業の実施による影響を調査、予測及び評価すること。

(4) 動物に対する影響

地表性及び地上性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅による巣死及びフェンスの設置による生息域の分断等の影響に配慮すること。

(5) 植物に対する影響

想定区域及びその周辺には、スキ群団及び草地が存在し、稀少種が生育する可能性があるため、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 景観に対する影響

イ 眺望点に主要な市街地や集落を追加すること。また、想定区域には、地域を代表する重要な自然景観資源である薬萊山が含まれることから、事業の実施による深刻な景観的影響が想定される。このことから、主要な眺望点だけでなく、薬萊山の風景がよく撮影される場所について、主要な眺望方向を含めた調査地点を設定し、太陽電池発電設備等の配置等が景観阻害とならないよう適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 想定区域に隣接する薬萊山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化も含めた情報収集に努めうえで、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 想定区域及びその周辺における、ジャパンエコ トラックやくらい周遊ルートや薬萊山の登山道等に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 想定区域に隣接する薬萊山山頂は、薬萊神社奥宮や登山道が存在することから、これら

の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況について、関係者等から情報収集に努め、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業の実施による削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量による影響

事業の実施に伴い新たなホットスポットの形成の可能性があることから、土地の改変状況に応じて、放射性物質の飛散・流出等による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(10) その他

想定区域及びその周辺には、薬莢山No.32遺跡等、複数の埋蔵文化財包蔵地が点在している。事業の実施に当たり、当該埋蔵文化財包蔵地の土地の形質の変更は、可能な限り回避する計画とし、関係機関と協議の上、調査等を実施すること。

表 7.1-1(1) 宮城県知事の意見に対する事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
<p>本事業は、加美郡加美町において、最大で総出力49,990kW程度（単機出力650W、太陽電池発電機数123,500枚程度）の太陽電池発電施設を設置するものである。太陽電池発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。</p> <p>しかし、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、地域を代表する自然景観資源かつ学術上重要な地形である薬萊山が含まれる他、災害リスクの高い地域である土石流危険渓流が存在する。このことから、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する影響が懸念される。</p> <p>これらを踏まえ、本事業計画の検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。</p>	
<p>1 全般的な事項</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>想定区域の絞り込みに当たっては、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）及び植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>対象事業実施区域は、日本の典型地形である火山岩類「薬萊山」を、防災面の配慮により土石流危険渓流を除外して設定しました。方法書以降の手続きにおいても、環境負荷の低減に最大限配慮いたします。</p>
<p>(2) 累積的な影響</p> <p>本事業との累積的な環境影響が懸念される他事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>本事業と、本事業周囲に存在する「（仮称）宮城加美風力発電事業」（以下「他事業」という。）の工事期間は、重複しないため、工事中における本事業と他事業との累積的な影響はありません。</p> <p>本事業の対象事業実施区域と他事業の最寄り風力発電機とは約1.6kmの離隔があります。そのため、供用時においても、本事業と他事業との累積的な影響はないものと考えられますが、施設の稼働に伴う騒音、猛禽類等の行動圏に関して、他事業の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施したいと考えます。</p>
<p>(3) 事業計画等の見直し</p> <p>上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じて事業区域の見直し等を検討すること。</p>	<p>事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じて事業区域の見直し等を検討いたします。</p>
<p>(4) 地域住民等への積極的な情報提供</p> <p>想定区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分に理解を得ながら事業を進めるこ。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分に理解を得ながら事業を進めるようにいたします。</p>

表 7.1-1(2) 宮城県知事の意見に対する事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
<p>2 個別的事項</p> <p>(1)騒音、振動による影響 想定区域周辺に住居が近接することから、事業の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	方法書において騒音、振動を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。
<p>(2)水環境に対する影響 想定区域及びその周辺には、複数の池や河川及び沢筋が存在することから、事業の実施による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	方法書において水環境（水質）を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。
<p>(3)地形及び地質に対する影響 イ 想定区域及びその周辺には、日本の典型地形である火山岩頸「薬萊山」が含まれる。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業の実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は低減できない場合は、想定区域から除外すること。</p> <p>ロ 想定区域及びその周辺に存在する、砂防指定地の上流域や土石流危険渓流及び地すべり地形等について、事業の実施による影響を調査、予測及び評価すること。</p>	火山岩頸「薬萊山」は、対象事業実施区域から除外しました。
<p>(4)動物に対する影響 地表性及び地上性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅による轢死及びフェンスの設置による生息域の分断等の影響に配慮すること。</p>	方法書において動物を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物）への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。また、フェンスの設置による生息域の分断等の影響に配慮いたします。なお、対象事業実施区域外の新設道路や既存道路拡幅は計画しておりません。
<p>(5)植物に対する影響 想定区域及びその周辺には、ススキ群団及び草地が存在し、稀少種が生育する可能性があるため、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。</p>	方法書において植物を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による植物への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。
<p>(6)景観に対する影響 イ 眺望点に主要な市街地や集落を追加すること。また、想定区域には、地域を代表する重要な自然景観資源である薬萊山が含まれることから、事業の実施による深刻な景観的影響が想定される。このことから、主要な眺望点だけでなく、薬萊山の風景がよく撮影される場所について、主要な眺望方向を含めた調査地点を設定し、太陽電池発電設備等の配置等が最観阻害とならないよう適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>ロ 想定区域に隣接する薬萊山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化も含めた情報収集に努めたうえで、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	方法書において景観を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による景観への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。なお、主要な眺望点は加美町と協議を行い選定します。
	景観調査地点として薬萊山山頂上付近と薬萊山神社奥宮を選定しました。関係者等から将来的な眺望の変化も含めた情報収集に努めたうえで、適切に調査、予測及び評価を行います。

表 7.1-1(3) 宮城県知事の意見に対する事業者の見解

宮城県知事の意見	事業者の見解
(7)人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 イ 想定区域及びその周辺における、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルートや薬萊山の登山道等に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。	方法書において人と自然との触れ合いの活動の場を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。
ロ 想定区域に隣接する薬萊山山頂は、薬萊神社奥宮や登山道が存在することから、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況について、関係者等から情報収集に努め、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。	人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として薬萊山を選定しました。関係者等から情報収集に努めたうえで、適切に調査、予測及び評価を行います。
(8)温室効果ガスの削減に向けた検討 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業の実施による削減量を算出し、評価すること。	方法書において温室効果ガスを環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による温室効果ガスの影響について、適切に予測及び評価を行います。
(9)放射線の量による影響 事業の実施に伴い新たなホットスポットの形成の可能性があることから、土地の改変状況に応じて、放射性物質の飛散・流出等による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。	方法書において放射線の量を環境影響評価の項目として選定しました。事業の実施による放射線の量への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。
(10)その他 想定区域及びその周辺には、薬萊山No. 32遺跡等、複数の埋蔵文化財包蔵地が点在している。事業の実施に当たり、当該埋蔵文化財包蔵地の土地の形質の変更は、可能な限り回避する計画とし、関係機関と協議の上、調査等を実施すること。	事業の実施に当たり、埋蔵文化財包蔵地の土地の形質の変更は、可能な限り回避する計画とし、関係機関と協議の上、調査等を実施いたします。

7.1.2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第3条の4第1項の規定に基づく、配慮書についての公表に関する事項並びに配慮書に対する一般（住民等）の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 配慮書の公表

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第3条の7第1項の規定に基づき、一般（住民等）に対し、環境の保全の見地からの意見を求めるため配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、配慮書を縦覧に供した。

(1) 配慮書の公告・縦覧

① 公告の日

令和3年7月15日（木）

② 公告の方法

令和3年7月15日（木）付けの次の日刊新聞紙に「環境影響評価配慮書の公表について（公告）」を掲載した。

- ・河北新報新聞（日刊）

また、上記の公告に加え、地方公共団体のホームページ及び事業者のホームページに情報を掲載した。

- ・宮城県ホームページ
- ・事業者ホームページ

③ 縦覧場所

地方公共団体庁舎3か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

a. 地方公共団体庁舎

- ・宮城県環境対策課
- ・加美町役場町民課
- ・加美町役場小野田支所

b. インターネットの利用

事業者ホームページに配慮書の内容を掲載した。

④ 縦覧期間

令和3年7月15日（木）から8月17日（火）までとした。

- ・地方公共団体庁舎　　土・日・祝日を除く開庁時
- ・インターネット　　縦覧期間中は常時アクセスを可能とした。

⑤ 縦覧者数（閲覧用紙記名者数）

総数　　3名

(2) 配慮書についての意見の把握

① 意見書の提出期間

令和3年7月15日（木）から8月17日（火）までとした。

（郵送の場合は当日消印有効とした。）

② 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出（当日消印有効とした。）

③ 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は1件であった。

2. 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書について、前項で述べたような手法に基づき、公告・縦覧を行い、環境保全の見地からの意見を有するものの意見の提出を受け付けた。一般（住民等）の意見の概要及び事業者の見解は表7.1-2のとおりである。なお、一般（住民等）の意見は概要ではなく全文を掲載した。

表7.1-2 住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書）

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>隣接する風力事業（建設中）と絡みで稼働後はもちろん工事中の影響等を調査の上、予測含め説明してほしい。例えば、風力輸送ルートと共に共有される。</p> <p>2024年着工→太陽光 2024年稼働→風力（隣）</p> <p>風力と太陽光パネルが併設されてる感じにて懸念する。</p>	<p>予測対象時期は、「工事中」と「供用時」に大きく分けられます。</p> <p>本事業と、本事業周囲に存在する「（仮称）宮城加美風力発電事業」（以下「他事業」という。）の工事期間は、重複しないため、「工事中」における本事業と他事業との累積的な影響はありません。</p> <p>本事業の対象事業実施区域と他事業の最寄り風力発電機とは約1.6kmの離隔があります。そのため、「供用時」においても、本事業と他事業との累積的な影響はないものと考えられますが、施設の稼働に伴う騒音、猛禽類等の行動圏に関して、他事業の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施したいと考えます。</p>